

消費者教育推進計画の策定について

1 計画の策定

- (1) 目的 消費者教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、消費者団体、事業者団体など様々な主体との連携・協働のもと、消費者教育を総合的・体系的に推進していく
- (2) 策定の根拠 消費者教育の推進に関する法律（第 10 条）
 第 10 条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「都道府県消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- (3) 名称 高知県消費者教育推進計画（仮称）
- (4) 計画期間 平成 27 年度～平成 31 年度（5 年間）

2 策定スケジュール（案）

- 平成 26 年 12 月 審議会（消費者教育推進地域協議会）の開催
【骨子案の協議】
- 平成 27 年 2 月 審議会（消費者教育推進地域協議会）の開催
【計画案の協議、決定】
- 平成 27 年 3～4 月 パブリックコメントの実施
- 平成 27 年 5 月 計画策定、公表

（参考）前回の審議会までの策定スケジュール（案）

- 平成 26 年 11 月 審議会（消費者教育推進地域協議会）の開催
【骨子案の協議】
- 平成 27 年 2 月 審議会（消費者教育推進地域協議会）の開催
【計画素案の協議】
- 平成 27 年 4～5 月 審議会（消費者教育推進地域協議会）の開催
【計画案の協議、決定】
- 平成 27 年 7 月 パブリックコメントの実施
- 平成 27 年 10 月 計画策定、公表

3 消費者教育推進計画の全国の策定状況（H26.10.2 現在）

| | 策定年度 | 都府県数 | 内 訳 |
|------------|----------|------|---|
| 計画策定済みの都府県 | 平成 25 年度 | 10 | 山形県、茨城県、群馬県、東京都、山梨県、岐阜県、静岡県、京都府、岡山県、徳島県 |
| | 平成 26 年度 | 3 | 長野県、愛媛県、福岡県 |